

令和2年4月1日施行の民事執行法改正により、  
入札制度が変わりました。

- 暴力団員等や、役員に暴力団員等がいる法人は、買受人となれません。
- 暴力団員等から資金の提供を受けた個人・法人は、買受人となれません。

入札時には、

**暴力団員等に該当しない旨の陳述書※1**

が入札書ごとに必要になります。※2、※3

なお、宅地建物取引業者の場合は、

**宅地建物取引業の免許証の写し**

を、併せて提出してください。

(宅地建物取引業の免許証の写しを提出した方については、暴力団員等に該当するか否かについて警察への調査の囑託が行われません。)

- ※1 陳述書には、個人用、個人（法定代理人）用、法人用があります。
- ※2 入札時に提出がないと入札無効となります（追完不可）。
- ※3 記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。
  - ① 住民票や代表者事項証明書等のおり、正確に記載してください。
  - ② **自己資金で入札する場合は、陳述書1枚目の陳述欄の「自己の計算において」で始まる文の冒頭にある口にチェックをしてはいけません。**

「自己の計算において本人に買受けの申出をさせようとする者」とは、買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。他人から資金の提供を受けて入札する場合は、ここにチェックを入れ、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」を添付する必要がありますが、自己の資金で入札する場合に誤ってチェックをした場合でも、別紙が添付されていないことによって、形式的に不備のある陳述書として入札無効になる場合があります。

## 期 間 入 札 の 公 告

令和 8年 6月22日  
 広島地方裁判所民事第4部  
 裁判所書記官 吉 田 智 美

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

### 記

入札期間	令和 8年 7月 8日 午前 9時00分から 令和 8年 7月14日 午後 5時00分まで
開札期日	日 時 令和 8年 7月17日 午前10時00分 場 所 広島地方裁判所売却場
売却決定期日	日 時 令和 8年 8月 6日 午後 3時00分 場 所 広島地方裁判所民事第4部
特別売却実施期間	令和 8年 7月22日 午前 9時00分から 令和 8年 7月22日 午後 4時00分まで
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行, 損害保険会社, 農林中央金庫, 株式会社商工組合中央金庫, 全国を地区とする信用金庫連合会, 信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。 (注) 現金, 小切手は保証として認めない(特別売却を除く)。
買受申出の資格の制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので, 権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り, 買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため, 物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8年 6月22日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。	





## 物 件 目 録

1 所 在 東広島市高屋高美が丘四丁目  
地 番 34番59  
地 目 宅地  
地 積 211.47平方メートル

2 所 在 東広島市高屋高美が丘四丁目  
地 番 34番97  
地 目 宅地  
地 積 6.91平方メートル

持分46分の2

3 所 在 東広島市高屋高美が丘四丁目34番地59  
家屋 番号 34番59  
種 類 居宅  
構 造 軽量鉄骨造陸屋根・ソーラーパネル板・スレートぶき  
2階建  
床 面 積 1階 77.62平方メートル  
2階 63.56平方メートル



## 物件明細書

令和 8年 4月28日

広島地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 吉田 智美

---

1 不動産の表示

【物件番号1～3】

別紙物件目録記載のとおり

---

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

---

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1～3】

なし

---

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号3】

本件所有者（共有者ら）が占有している。

---

5 その他買受けの参考となる事項

【物件番号2】

ゴミ置場として使用されている。本件土地は共有持分についての売却であり、買受人は、当該物件を当然に使用収益できるとは限らない。

【物件番号1～3】

現況調査報告書の関係人の陳述要旨等に記載の事項については、買受人は特段の注意を要する。

### 《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。



- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では別ファイルとして備え付けられています。



## 物件目録

1 所 在 東広島市高屋高美が丘四丁目  
地 番 34番59  
地 目 宅地  
地 積 211.47平方メートル

2 所 在 東広島市高屋高美が丘四丁目  
地 番 34番97  
地 目 宅地  
地 積 6.91平方メートル

持分46分の2

3 所 在 東広島市高屋高美が丘四丁目34番地59  
家屋 番号 34番59  
種 類 居宅  
構 造 軽量鉄骨造陸屋根・ソーラーパネル板・スレートぶき  
2階建  
床 面 積 1階 77.62平方メートル  
2階 63.56平方メートル



令和 7 年(ㄱ)第 8 1 号  
令和 8 年 3 月 1 1 日受理  
令和 8 年 4 月 10 日提出

## 現 況 調 査 報 告 書

広 島 地 方 裁 判 所

執 行 官 林 隆 也

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

## 物 件 目 録

1 所 在 東広島市高屋高美が丘四丁目

地 番 34番59

地 目 宅地

地 積 211.47平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 亡B相続財産 持分2分の1

2 所 在 東広島市高屋高美が丘四丁目

地 番 34番97

地 目 宅地

地 積 6.91平方メートル

共有者 A 持分46分の1

共有者 亡B相続財産 持分46分の1

3 所 在 東広島市高屋高美が丘四丁目34番地59

家屋 番号 34番59

種 類 居宅

構 造 軽量鉄骨造陸屋根・ソーラーパネル板・スレートぶき  
2階建

床 面 積 1階 77.62平方メートル

2階 63.56平方メートル

共有者 A 持分2分の1

共有者 亡B相続財産 持分2分の1



不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	広島県東広島市高屋高美が丘四丁目34番59号
土地	物件 1
現況地目	■宅地（物件 1） <input type="checkbox"/> 公衆用道路（物件 ） <input type="checkbox"/> （物件 ）
形状	■公図（法第14条第1項地図）のとおり <input type="checkbox"/> 地積測量図のとおり ■建物図面（各階平面図）のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり <input type="checkbox"/>
占有者及び占有状況	■土地所有者（共有者ら） <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	本土地は北側が東広島市道（高美が丘113号線）に接面している。
建物	物件 3
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である <input type="checkbox"/> 公簿上の記載と次の点が異なる（ <input type="checkbox"/> 主たる建物 <input type="checkbox"/> 附属建物） <input type="checkbox"/> 種類： <input type="checkbox"/> 構造： <input type="checkbox"/> 床面積：
物件目録にない附属建物	■ない <input type="checkbox"/> ある { 種類： 構造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者（共有者ら） <input type="checkbox"/> その他の者 上記の者が本建物を 住居（空き家） として使用している。 <input type="checkbox"/> 「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない <input type="checkbox"/> ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	
執行官保管の仮処分	■ない <input type="checkbox"/> ある { 地方裁判所 支部 令和 年( )第 号 保管開始日 令和 年 月 日
土地建物の位置関係	■建物図面（各階平面図）のとおり <input type="checkbox"/> 土地建物位置関係図のとおり

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



関係人の陳述要旨等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述要旨等
■債権者代理人弁護士	共有者Aは、現在服役中であり、本件建物に占有者はいないものと思われ ます。
■近隣地居住者	本件建物は空き家状態になっています。

(執行官の意見用)

執行官の意見
<p>1 本件土地建物の状況は、別紙建物図面（各階平面図）、建物間取図（物件3・見取図）及び添付写真のとおりである。関係人の陳述等から本件建物は共有者らが住居（空き家）として使用し、占有しているものと認めた。</p> <p>2 本件建物の玄関扉には破錠された形跡が認められた。調査に同行した解錠技術者によれば、当該玄関扉の錠は電子ロック式であり、破錠により施錠及び解錠の機能が失われている可能性が高いため、錠を通常使用するためには電子ロックユニットを交換する必要があるとのことである。</p>

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調査の経過		
調査の日時	調査の場所等	調査の方法等
令和8年3月13日 (金) 9:00-9:05	当庁	債権者代理人弁護士に架電 占有関係等聴取
令和8年3月16日 (月) 11:15-11:25	東広島市役所	建物課税等調査
令和8年3月16日 (月) 12:00-12:20	広島法務局東広島支局	公図、地積測量図、建物図面、登記事項要約書等 交付申請
令和8年3月16日 (月) 12:40-12:50	物件所在地	占有関係調査、形状調査、写真撮影
令和8年4月3日 (金) 12:45-13:05	物件所在地	近隣地居住者と面談 占有関係・間取等調査、写真撮影 (評価人同行)
(特記事項) <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行し、建物内に立ち入った。 <input checked="" type="checkbox"/> 令和8年4月3日 目的物件は不在で施錠されていたので、立会人を立ち会わせ、解錠技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日		

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり



+57438.409

(座標値種別・図上測定)

地番区域見出  
高屋高美が丘  
4丁目

部 求 分	所 在	東広島市高屋高美が丘4丁目			地 番	34番59			
出 力 縮 尺	1/500	精 度 分 区	甲二	座 標 系 号 又 是 記 号	Ⅲ	分 類	地図(法第14条第1項)	種 類	土地改良所在図
作 成 年 月 日	平成3年8月28日			備 付 年 月 日 (原 図)		補 記 項 事			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年3月16日

広島法務局東広島支局

登記官

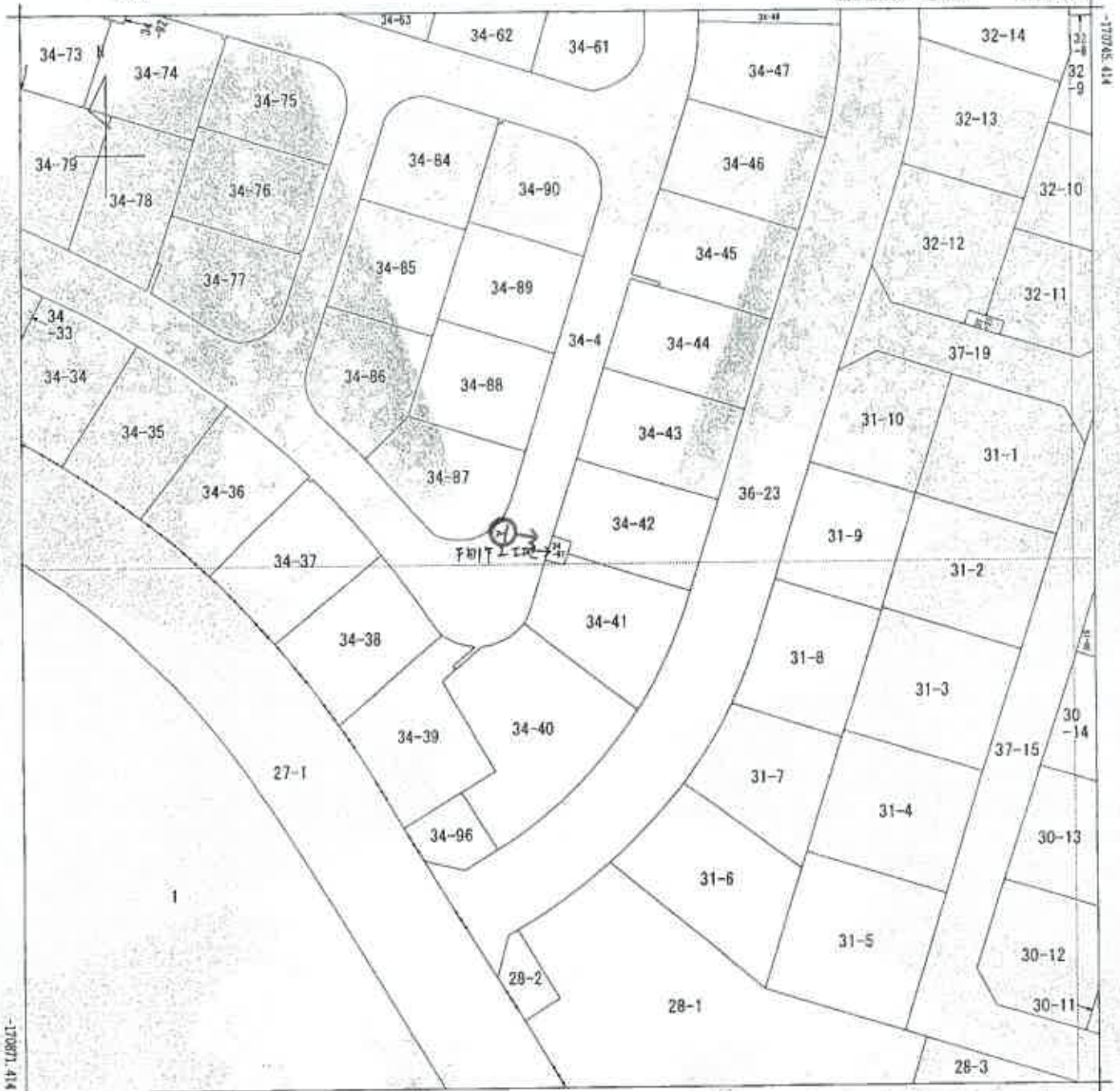
請求番号：22-1

(1/1)

縮小(A3→A4)

公用

(6枚目)



地番区域見出  
 高屋高美が丘  
 4丁目  
 高屋高美が丘  
 5丁目

部 求 分	所 在	東広島市高屋高美が丘四丁目		地 番	34番97				
出 力 縮 尺	1/500	精 度 区 分	甲二	地 番 系 号 又 は 記 号	Ⅲ	分 類	地図(法第14条第1項)	種 類	土地改良所在図
作 成 年 月 日	平成3年8月28日		備 付 年 月 日 (原 図)			補 記 事 項			

これは地図に記載されている内容を証明した書面である。

令和8年3月16日  
 広島法務局東広島支局  
 登記官

凡例 ○→ 写真撮影方向  
 縮小(A3→A4)

登記年月日：平成26年2月24日

建築物各階平面図

家屋番号 34番59

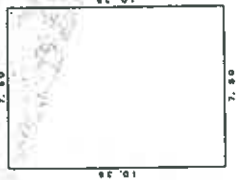
建物の所在 東広島市高屋高美が丘四丁目34番地59

各階平面図

1階

7.50	x	10.35
求積数		
77.6250		

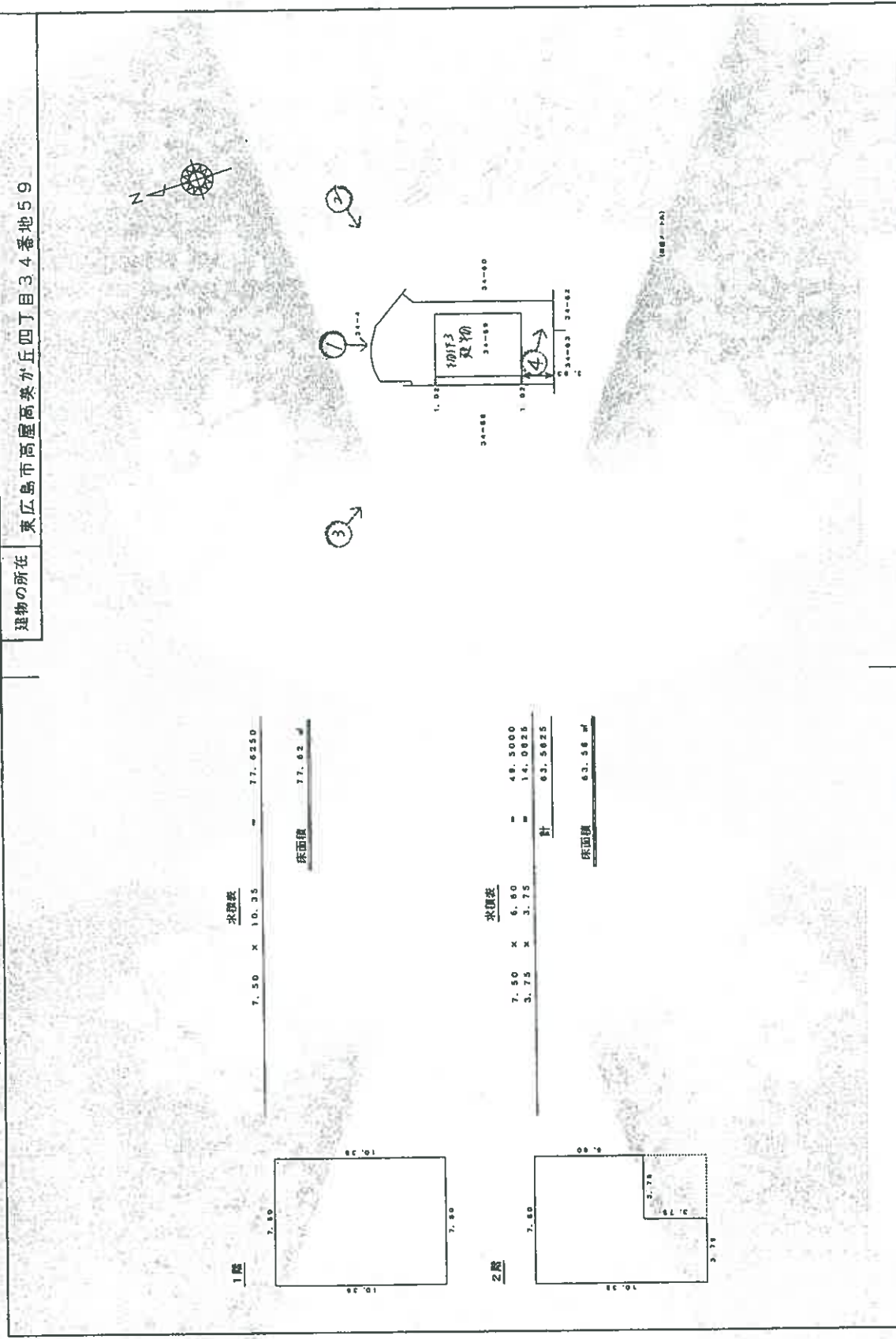
床面積 77.62 m<sup>2</sup>



2階

7.50	x	6.80
3.75	x	3.75
求積数		
49.5000		
=		
14.0825		
計		
63.5825		

床面積 63.58 m<sup>2</sup>



作成者

縮尺 1/250

申請人

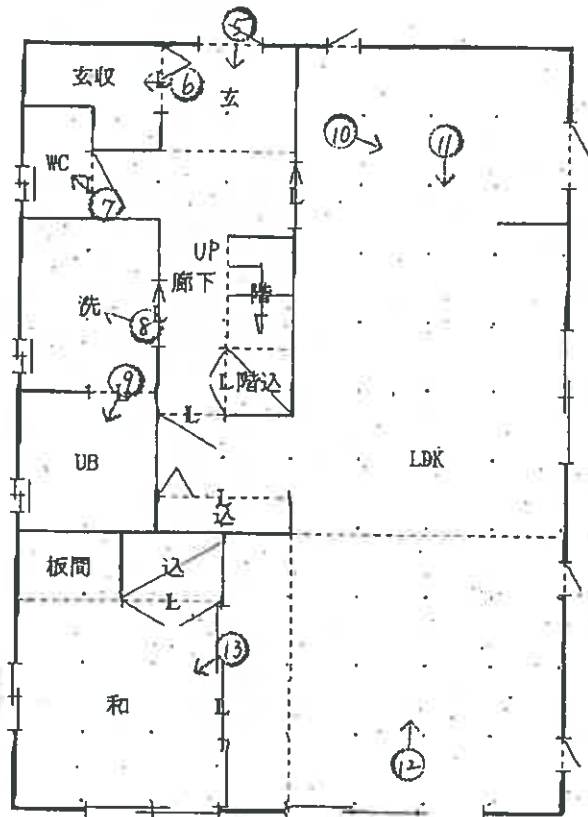
縮尺 1/500

(広島県土地家屋調査士会用品)

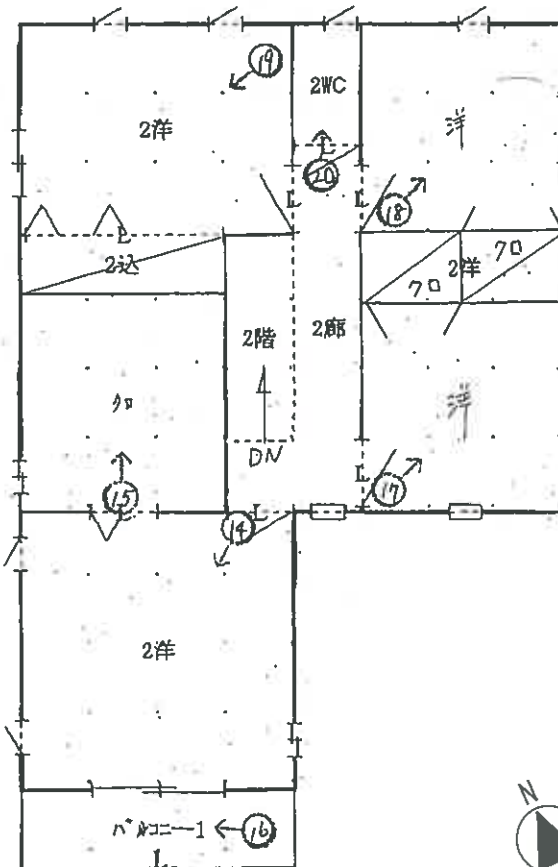
縮小(A3→A4)

建物間取図 (物件3・見取図)

1階



2階



建築面積  
 1階 77.62㎡  
 2階 63.56㎡  
 合計 141.18㎡



凡例 ○→ 写真撮影方向

( 9 枚目)

写真1



写真2 太陽光発電設備（ソーラーパネル）



写真3

本件建物

東広島市道  
高美が丘 113 号線



写真4



写真5



写真6



写真7



写真8



写真9



写真10



写真11



写真12



写真13



写真14



写真15



写真16



写真17



写真18



写真19



写真20



写真21 物件2土地 (ゴミステーション)



東広島市道  
高美が丘 113 号線

令和 7 年 (ケ) 第 81 号  
令和 8 年 4 月 3 日 現地調査  
令和 8 年 4 月 13 日 評 価

広島地方裁判所 御中

# 評 価 書

評価人 不動産鑑定士

三宅 功

印

## 第1 評価額

一 括 価 格	
金 7,407,000円	
内 訳 価 格	
物件1(土地)	金 2,353,000円
物件2(土地)	金 4,000円
物件3(建物)	金 5,050,000円

- 1 一括価格は、物件1～3の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件3のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件3の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

## 第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。  
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、内覧制度によるほかは買受希望者は物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

### 第3 目的物件

現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じ。

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積 共有者 共有者	東広島市高屋高美が丘四丁目 34番59 宅地 211.47㎡ A 持分2分の1 亡B相続財産 持分2分の1	同左
2	所在地 地番 地目 地積 共有者 共有者	東広島市高屋高美が丘四丁目 34番97 宅地 6.91㎡ A 持分46分の1 亡B相続財産 持分46分の1	同左
3	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積 共有者 共有者	東広島市高屋高美が丘四丁目34番地59 34番59 居宅 軽量鉄骨造陸屋根・ソーラーパネル板・スレートぶき2階建 1階 77.62㎡ 2階 63.56㎡ 延べ 141.18㎡ A 持分2分の1 亡B相続財産 持分2分の1	同左
番号	特記事項		
	共有者については、現況調査報告書の仮名一覧表を参照。		

#### 第4 目的物件の位置・環境等

##### 1 土地の概況及び利用状況等（物件1、2）

位置・交通	JR山陽本線「西高屋」駅の北東方直線距離約1.5km。	
付近の状況	付近は、一般住宅が建ち並ぶ住宅地域。	
主な公法上の規制等 (道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都市計画区分 用途地域 建蔽率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 第1種低層住居専用地域 40% 80% — —
画地条件	規模 物件1 211.47 m <sup>2</sup>	間口 約 10 m 奥行 約 22 m 形状 略整形 接面状況 中間画地 その他 地勢平坦
接面道路の状況	北側 約 6 m	舗装 市道 高低差：等高
土地の利用状況等	現状は物件3の建物が存する。物件2はゴミステーション。 隣地は戸建住宅 目的外建物 なし。	
供給処理施設	上水道	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「上水道」とは水道法の規定による水道事業（簡易水道含む）及び専用水道により給水されているものを言う。井戸等はこれに含まれない。
	都市ガス	接面道路の本管敷設 あり 下記特記事項参照 本物件内への引込 — 下記特記事項参照 ※ここでの「都市ガス」とは改正ガス事業法の規定によるガス小売事業により供給されるガスを言う。69戸以下の団地に供給される簡易ガス・LPG等はこれに含まれない。
	公共下水	接面道路の本管敷設 あり 本物件内への引込 あり ※ここでの「公共下水」とは下水道法の規定による公共下水道のことを言う。団地集中浄化槽や工業用専用下水道等はこれに含まれない。但し農業集落排水等の各種集落排水は含むものとする。
特記事項	現地調査からは土壌汚染に係る端緒は発見されなかった。 接面道路は団地内集中ガス敷設。 物件3がオール電化住宅。引込については不明。	

2 建物の概況及び利用状況（物件3）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日(登記簿記載)平成 26 年 2 月 20 日 新築 経 過 年 数 : 約 12 年 経済的残存耐用年数 : 約 18 年
仕 様	構 造 : 第 3 目的物件欄記載のとおり。 屋 根 : 第 3 目的物件欄記載のとおり。 外 壁 : タイル貼り等 内 壁 : クロス貼り等 天 井 : クロス貼り等 床 : 畳、フローリング等 設 備 : 電気、給排水等 その他 : ー
床面積（現況）	第 3 目的物件欄記載のとおり。
現 況 用 途 等	現況用途 : 1階 : 居宅 2階 : 居宅 間 取 り : 添付の附属資料「建物間取図（見取図）」のとおり。
品 等	普通
保守管理の状態	普通
建物の利用状況	現況調査報告書記載のとおり。
特 記 事 項	屋根に太陽光パネルが埋めこまれているが、稼働確認はしていない。 オール電化住宅の様様。

## 第5 評価額算出の過程

### 1 基礎となる価格

#### (1) 建付地価格 (物件1、2)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格 差 イ	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	持分 オ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ×オ
1	50,700	1.00	211.47	0.95	1	10,185,000
2	50,700	0.30	6.91	1.00	2/46	5,000

#### ア 標準画地価格

公示価格等からの下記規準価格を参考に、周辺取引事例等を検討のうえ査定した。

※標準画地を、幅員6m舗装市道に等高接面する地積約200㎡程度の略整形な中間画地とした。

#### 地価調査基準地 (東広島 (県) -12)

公示価格等 (円/㎡) a	時点修正 b	標準化 補正 c	地域格差 d	規準価格(円/㎡) a×b×c×d
54,800	$\frac{100}{100}$	$\frac{100}{103}$	$\frac{100}{105}$	50,700

◇時点修正 : 公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正 : 方位+3

◇地域格差 : 街路条件、交通接近条件、環境条件、行政的条件等を考量のうえ査定した。

イ 個別格差 : なし

物件1について

相乗積	1.00

イ 個別格差 :

物件2について

現況	0.30
相乗積	0.30

ウ 地 積 : 登記数量による。

エ 建付減価 : 建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

オ 持 分 : 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

(2) 建物価格 (物件3)

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	持分 エ	建物価格(円) ア×イ×ウ×エ
3	170,000	141.18	0.31	1	7,440,000

ウ 現価率：

経過年数 a	経済的残存 耐用年数 b	経済的全 耐用年数 a+b
12 年	18 年	30 年

残価率	観察減価
3 %	50 %

(太陽光パネルの稼働不明等を考慮した。)

$$\text{現価率} = \left[ \text{残価率} + (1 - \text{残価率}) \times \left( \frac{\text{経済的残存耐用年数}}{\text{経済的全耐用年数}} \right) \right] \times (100\% - \text{観察減価}) = 0.31$$

エ 持 分： 共有持分(完全所有権の場合は1と表記)

## 2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

### (1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ	土地利用権等価格(円) ア×イ
1	10,185,000	0.45 法定地上権	4,583,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を45%と査定した。

### (2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修正 エ	競売市場 修正 オ	評価額(円) (ア+イ)×ウ×エ×オ
1	10,185,000	- 4,583,000		0.60	0.70	2,353,000
2	5,000			1.00	0.70	4,000
3	7,440,000	+ 4,583,000	1.00	0.60	0.70	5,050,000
一括価格(合計)						7,407,000

ウ 占有減価修正：必要なし。

エ 市場性修正：Aが服役中であり、心理的不快感等を考慮してさらなる市場性の減退を考慮した。

オ 競売市場修正：第2評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

## 第6 参考価格資料

### 1 地価調査基準地（東広島（県）-12）

所 在 : 東広島市高屋高美が丘4丁目24番11「高屋高美が丘4-24-11」  
価 格 : 54,800円/㎡  
位 置 : JR山陽本線「西高屋」駅の北東方道路距離約2.1km  
価 格 時 点 : 令和7年7月1日  
地 積 : 244㎡  
供給処理施設 : 水道、ガス、下水  
接 面 街 路 : 南西6m市道  
用途指定等 : 第1種低層住居専用地域（建蔽率40%、容積率80%）  
地域の概要 : 中規模一般住宅が区画整然と建ち並ぶ高台の住宅地域。

### 2 固定資産税評価額（令和7年度）

物件1	7,037,510 円	（1㎡当たり	33,279 円）	、 課税地積	211.47 ㎡
物件2	427 円	（1㎡当たり	62 円）	、 課税地積	6.91 ㎡
物件3	8,848,993 円	（1㎡当たり	62,679 円）	、 課税床面積	141.18 ㎡

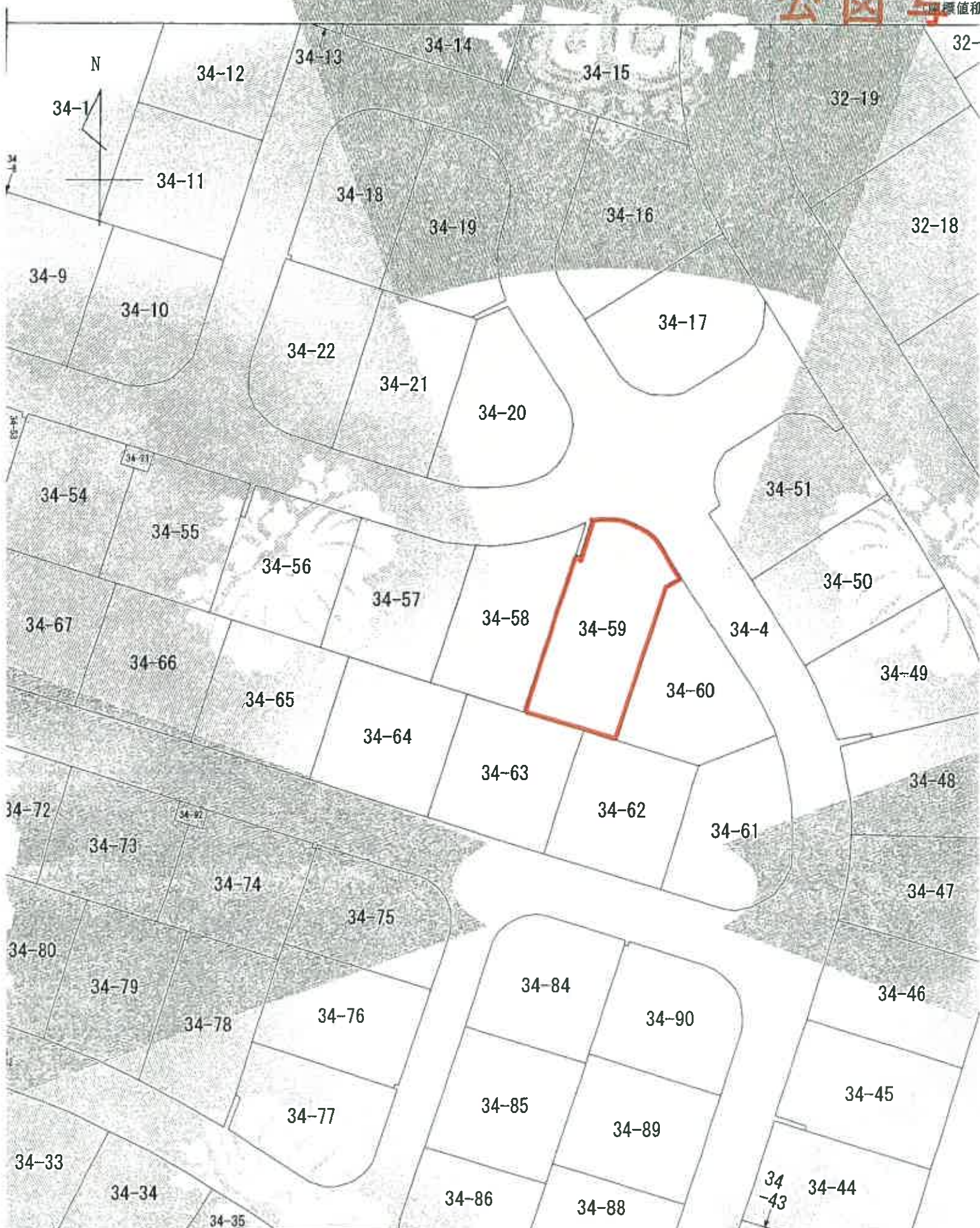
ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するにあたって参考とした価格にすぎない。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質上異なる額である。

## 第7 附属資料

- 1 受命物件の位置図（東広島市「白図」縮尺1/10,000）
- 2 公図写し（法務局備付）
- 3 地積測量図写し（法務局備付）
- 4 建物図面、各階平面図（法務局備付）
- 5 建物間取図（見取図）

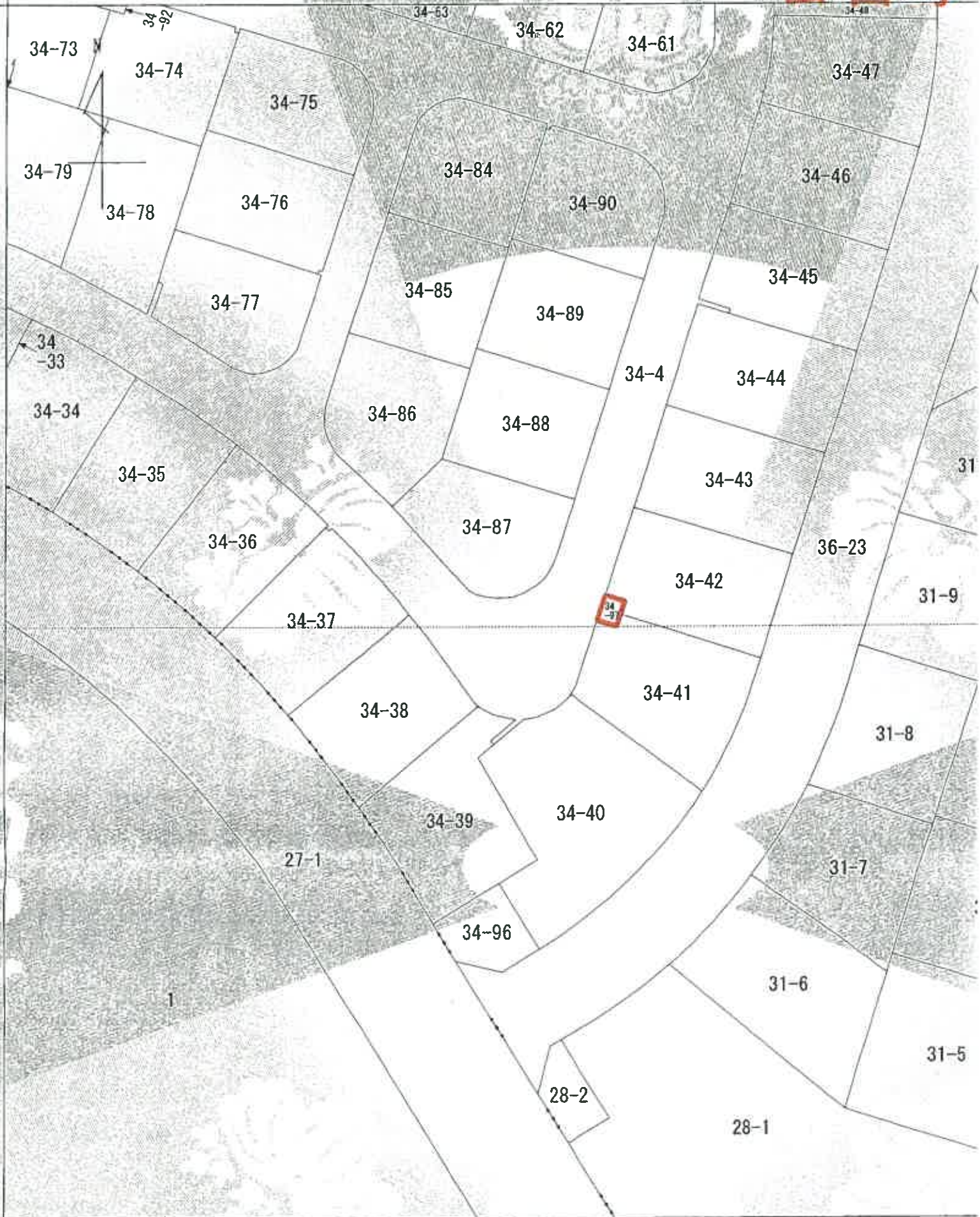
以 上





1 34-80

公图写 座標値

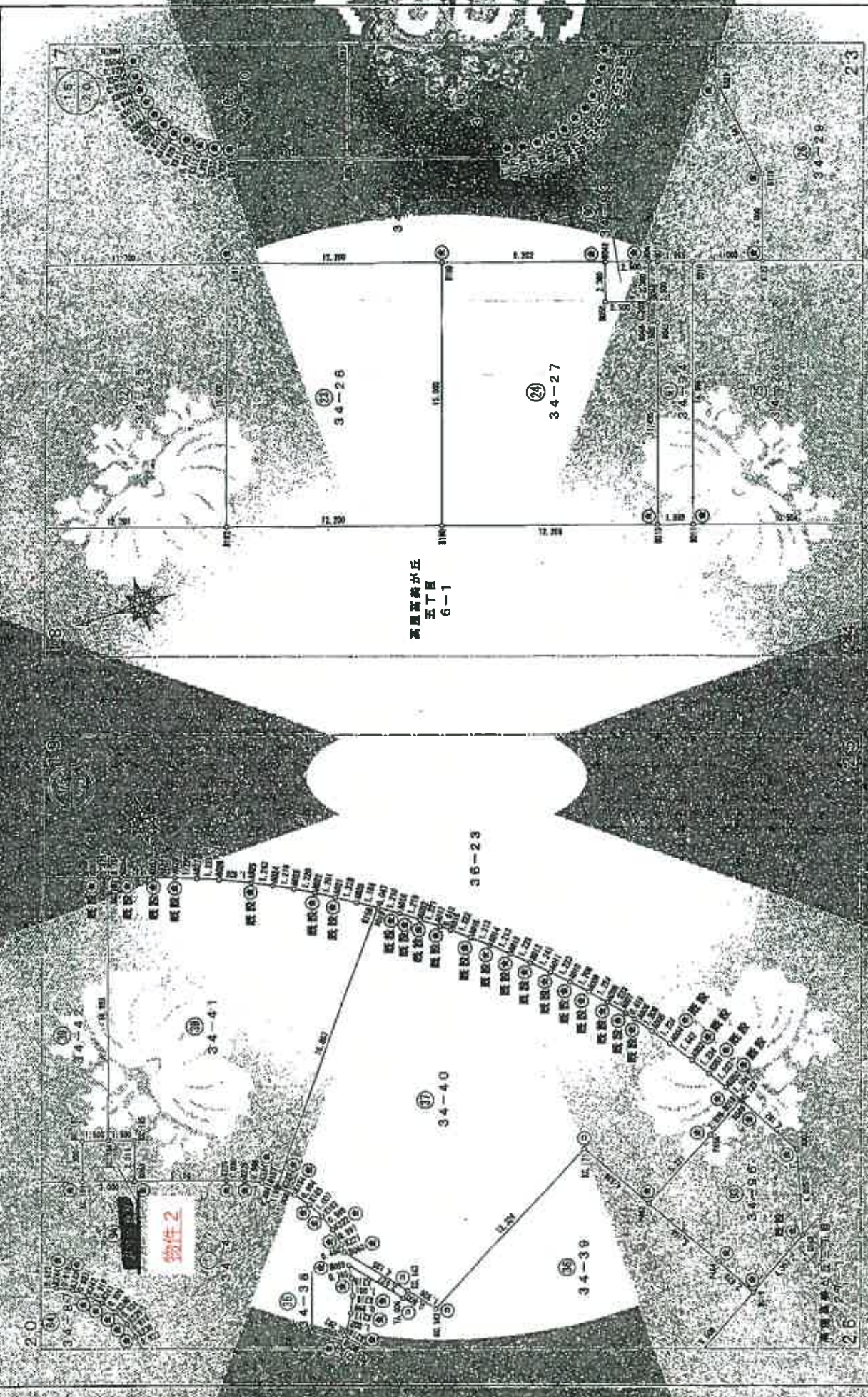








東広島市高屋高美が丘四丁目



東広島市高屋高美が丘四丁目  
 東広島市高屋高美が丘五丁目  
 東広島市高屋高美が丘六丁目  
 東広島市高屋高美が丘七丁目  
 東広島市高屋高美が丘八丁目  
 東広島市高屋高美が丘九丁目  
 東広島市高屋高美が丘十丁目  
 東広島市高屋高美が丘十一丁目  
 東広島市高屋高美が丘十二丁目  
 東広島市高屋高美が丘十三丁目  
 東広島市高屋高美が丘十四丁目  
 東広島市高屋高美が丘十五丁目  
 東広島市高屋高美が丘十六丁目  
 東広島市高屋高美が丘十七丁目  
 東広島市高屋高美が丘十八丁目  
 東広島市高屋高美が丘十九丁目  
 東広島市高屋高美が丘二十丁目  
 東広島市高屋高美が丘二十一丁目  
 東広島市高屋高美が丘二十二丁目  
 東広島市高屋高美が丘二十三丁目  
 東広島市高屋高美が丘二十四丁目  
 東広島市高屋高美が丘二十五丁目  
 東広島市高屋高美が丘二十六丁目  
 東広島市高屋高美が丘二十七丁目  
 東広島市高屋高美が丘二十八丁目  
 東広島市高屋高美が丘二十九丁目  
 東広島市高屋高美が丘三十丁目  
 東広島市高屋高美が丘三十一丁目  
 東広島市高屋高美が丘三十二丁目  
 東広島市高屋高美が丘三十三丁目  
 東広島市高屋高美が丘三十四丁目  
 東広島市高屋高美が丘三十五丁目  
 東広島市高屋高美が丘三十六丁目  
 東広島市高屋高美が丘三十七丁目  
 東広島市高屋高美が丘三十八丁目  
 東広島市高屋高美が丘三十九丁目  
 東広島市高屋高美が丘四十丁目

作成者	1/	250
縮尺		
備考	B4-A4 東広島市高屋高美が丘全域を測定	



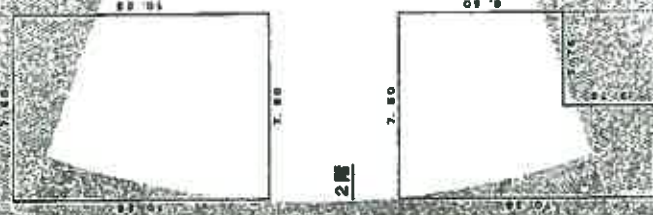
建築物圖面

各階平面圖

原圖號 34番59  
 建築場所 東広島市高屋高木が丘四丁目3.4番地59

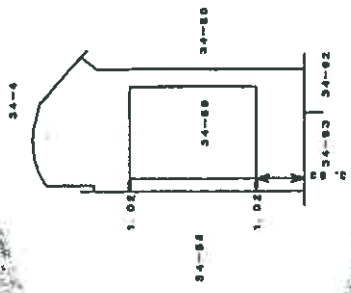


1層  
 7.50 x 10.38  
 床面積 107.25 m<sup>2</sup>



2層  
 7.50 x 6.60 = 49.5000  
 3.75 x 3.75 = 14.0625  
 計 63.5625  
 床面積 63.56 m<sup>2</sup>

3層  
 7.50 x 6.60 = 49.5000  
 3.75 x 3.75 = 14.0625  
 計 63.5625  
 床面積 63.56 m<sup>2</sup>

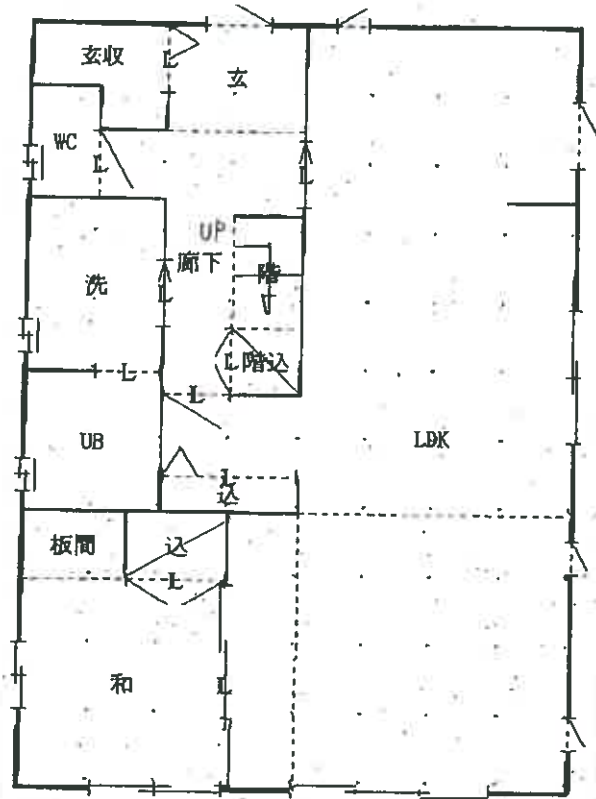


B4-A4

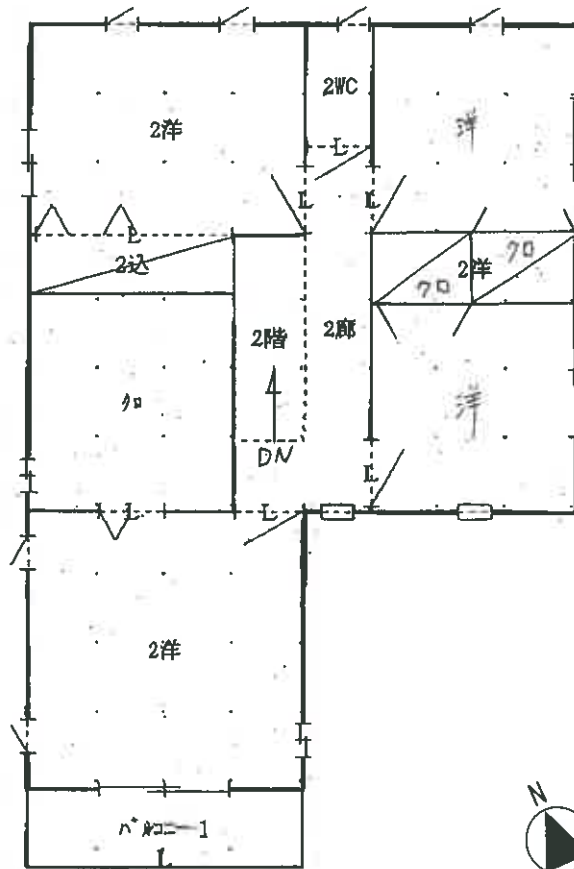
縮尺	1/500
縮尺	500
作成者	
確認人	

建物間取図 (物件3・見取図)

1階



2階



建築面積  
 1階 77.62㎡  
 2階 63.56㎡  
 合計 141.18㎡

